

資料編

1. 西東京市文化芸術振興計画策定過程

(1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、西東京市（以下「市」という。）における文化及び芸術（以下これらを「文化芸術」という。）の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について必要な事項を検討するため、西東京市文化芸術振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

推進委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例第 6 条第 1 項に規定する文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 文化芸術の振興に関すること。
- (4) 文化芸術の振興施策の推進に関すること。
- (5) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

推進委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 公募による市民 5 人以内

第4 任期

委員の任期は 2 年とし、再任は 3 回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

推進委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 公開

推進委員会の会議は、原則として公開とする。

第9 謝金

市長は、第 3 に規定する委員が推進委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿

(敬称略、選任区分内で五十音順)

選任区分	氏名	所 属
学識経験	◎赤澤 立三	日本大学芸術学部音楽学科非常勤講師 公益財団法人日本ピアノ教育連盟副理事長
	朝井 貴世	西東京市立谷戸小学校主幹教諭 (平成23年7月から)
	川原 良成	西東京市立碧山小学校教諭 (平成23年3月まで)
	清水 泰雄	(株)ジュピターテレコム 東京メディアセンター センター長 (平成23年3月まで)
	高澤 弘道	保谷こもれびホール アシスタントホールマネージャー (平成23年9月まで)
	仲川 圭	(株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター 制作グループ アシスタントマネージャー (平成23年7月から)
	○中平 英二	西東京市民文化祭実行委員長
	武藤 幹	株式会社コンベンションリンケージ CFM&マーケティング事業部チーフプロデューサー 部長 (平成23年10月から)
公募市民	石原 収二	
	鈴木 親彦	
	谷関 幸子	
	西田 克彦	
	古谷 高子	

◎委員長 ○副委員長



平成23年3月 市長へ提言を提出(委員長、副委員長)

(3) 推進委員会における会議の経緯

平成22年度	8月3日	<p>第1回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまでの条例施行の流れについて ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画の今後の流れ ●平成22年度の検討事項及びスケジュール(案)について ●市民意向調査について
	9月8日	<p>第2回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意向の把握について ●文化芸術振興イベントの企画(案)について ●庁内検討部会との連携について ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画の意見交換について
	11月24日	<p>第3回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意向把握の結果報告について ●文化芸術振興イベントの企画(案)について ●庁内ヒアリングについて ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言の体系について
	12月13日	<p>第4回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術振興イベントの企画(案)について ●庁内ヒアリングについて ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画【施策】の体系について ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言の体系について
	平成23年 2月1日	<p>第5回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術振興イベントについて ●(仮称)西東京市文化芸術振興計画への提言について
	3月1日	<p>第6回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●西東京市アート祭について(報告) ●西東京市文化芸術振興計画への提言について
平成23年度	7月25日	<p>第1回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員依頼 ●計画素案の説明 ●スケジュール確認
	8月23日	<p>第2回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画素案への意見 ●推進する取組の進め方について意見交換
	9月26日	<p>第3回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●計画素案における意見交換について
	10月24日	<p>第4回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの公表について ●計画案の提案について ●計画の進行管理について
	平成24年 1月16日	<p>第5回 西東京市文化芸術振興推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画について ●計画の進行管理について ●文化芸術振興基金について

(4) (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号）第6条第1項に定める文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関して、必要な事項について検討するため、(仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

検討会は、基本計画の策定について、次に掲げる事項を調査し、検討するとともに、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本計画の内容
- (2) その他基本計画の策定に係る必要な事項

第3 組織

検討会の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

第4 座長及び副座長

検討会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部社会教育課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

検討会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 検討会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、検討会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

検討会の庶務は文化振興課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか検討会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第3関係）

企画部企画政策課長	子育て支援部子育て支援課長	教育部社会教育課長
総務部管財課長	生活文化スポーツ部文化振興課長	教育部公民館長
市民部健康課長	生活文化スポーツ部産業振興課長	教育部図書館長
福祉部高齢者支援課長	教育部教育指導課長	

(5) 庁内検討会における会議の経緯

平成 22 年度	10 月 18 日	第1回 (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 ●「(仮称) 西東京市文化芸術振興計画」に関する経緯と今後の予定について ●計画策定における文化及び芸術に関する庁内事業調査について
	5 月 25 日	第1回 (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 ●「(仮称) 西東京市文化芸術振興計画」策定の流れについて ●計画策定における文化及び芸術に関する事業調査について
平成 23 年度	7 月 14 日	第2回 (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 ●計画策定における文化及び芸術に関する事業調査について ●「西東京市文化芸術振興計画（素案）」について
	10 月 7 日	第3回 (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 ●計画素案におけるパブリックコメントについて ●「西東京市文化芸術振興計画（案）」について
	平成 24 年 1 月 25 日	第4回 (仮称) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会 ●計画について ●計画の進行管理について ●文化芸術振興基金について

(6) 実施調査概要

① 市民アンケート調査

目的	市民の文化行政に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすること
対象	18歳以上の市民1,000名（無作為抽出）
調査期間	平成22年8月30日～9月21日
回収数	332票

② 活動団体アンケート調査

目的	実際に市内で文化芸術に関する活動を行っている団体の現状や意向を把握すること
対象	①市内公共施設を使用している市民団体（不特定多数） ②第10回西東京市民文化祭に参加している市民団体（200団体）
調査期間	①平成22年9月13日～9月30日 ②平成22年9月18日～9月30日
回収数	399票

③ 活動団体ヒアリング調査

目的	実際に市内で文化芸術に関する活動を行っている団体の現状や意向を把握すること
対象	活動団体アンケート調査に協力いただいた団体から11団体を選定
調査期間	平成22年10月13日・10月23日

④ 子どもアンケート調査

目的	市内の子供達の文化芸術活動の状況を把握すること
対象	①市内の学童クラブのうち8か所に所属する児童 計343人 ②市内の公立小学校3校のうち5年生1クラスずつ 計102人 ③市内の公立中学校3校のうち2年生1クラスずつ 計99人 ④市内の都立高校3校のうち2年生1クラスずつ 計110人
調査期間	平成22年10月12日～10月25日

⑤ 子どもワークショップ

目的	子供達が参加したくなる文化芸術に関するイベントのアイデア等についての意見を把握すること
対象	市内の文化芸術活動団体に所属する子供、公募による子供（計36人）
調査期間	平成22年11月7日（14時～16時）

⑥ 庁内事業調査

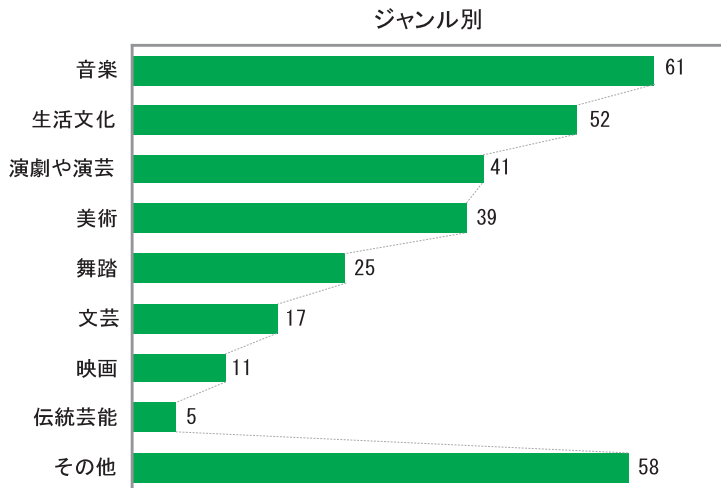
目的	文化芸術に関連した事業についての進捗状況や課題を把握すること
対象	庁内において文化芸術の内容に関連した事業を実施している課、又は手段として文化芸術を取り入れて事業を実施している課（回答した事業課：15課）
調査期間	平成22年11月1日～12月7日

(7) 西東京市で平成 22 年度に実施した文化芸術振興関連事業の概要

平成 22 年度に実施した文化芸術振興関連事業数は 289 あり、各事業についてジャンル・対象者・内容ごとに傾向を整理したところ、以下の図のようになりました。

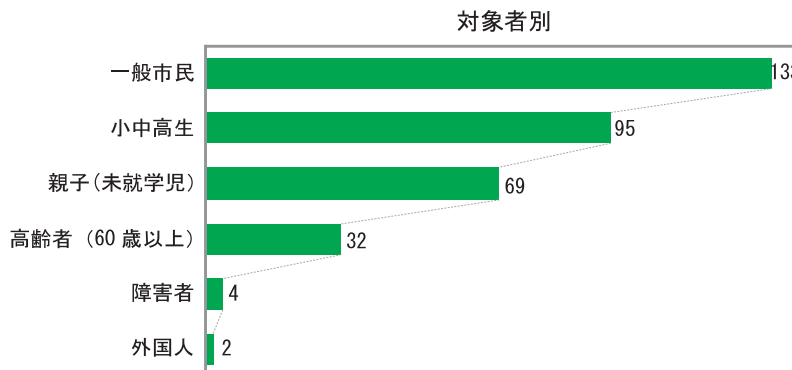
① ジャンル別

音楽が最も多く、生活文化、演劇や演芸が続いています。



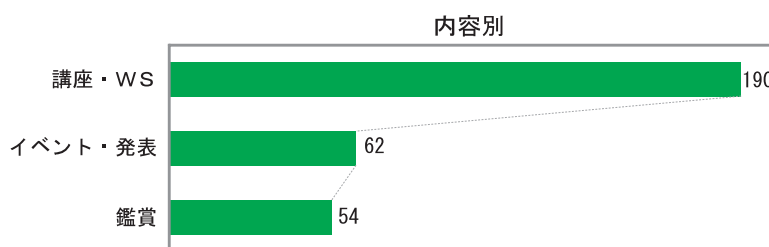
② 対象者別

一般市民向けが最も多く、次いで小中高生、親子（未就学児）が続いています。



③ 内容別

講座・ワークショップが最も多く、次いでイベント・発表、鑑賞が続いています。



2. 関連法規等

(1) 文化芸術振興基本法

公布：平成13年12月7日法律第148号
施行：平成13年12月7日

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活

動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
 - 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
 - 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
 - 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらに関する保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

[2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部改正]

(2) 西東京市文化芸術振興条例

平成 21 年 9 月 29 日
条例第 32 号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。

このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。

私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）の規定に基づき、西東京市（以下「市」という。）における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等（市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

(1) 文化芸術を享受する機会の充実
(2) 文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実
(3) 文化芸術の保存及び継承
(4) 文化芸術活動の担い手の育成
(5) 文化芸術活動に係る交流の促進
(6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

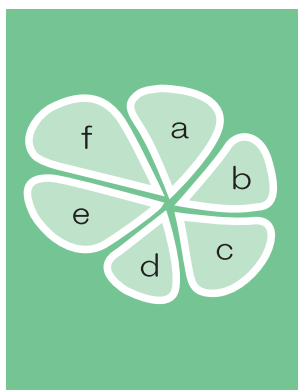
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

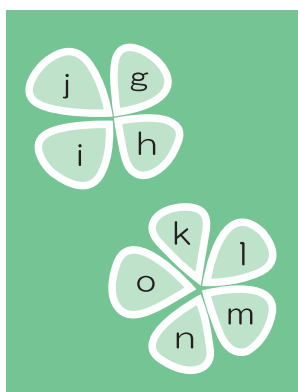
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

〈表紙の写真〉



- a・・・第11回西東京市民まつり 演芸ステージのようす
- b・・・多摩六都フェア「クレイアニメーションワークショップ」受講生の作品
- c・・・第11回西東京市民まつり 野外パレードのようす
- d・・・第11回西東京市民文化祭 オープニングイベントのようす
- e・・・西東京市アート祭
- f・・・第11回西東京市民文化祭 器楽の部 発表のようす

〈裏表紙の写真〉



- g・・・市の花 ひまわり
- h・・・保谷こもれびホール
- i・・・総持寺
- j・・・第11回西東京市民文化祭 器楽の部 発表のようす
- k・・・文理台公園
- l・・・西東京市どんど焼き
- m・・・第11回西東京市民文化祭 日舞（民踊）の部のようす
- n・・・多摩六都科学館
- o・・・スカイタワー西東京

西東京市文化芸術振興計画

平成24年3月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1

電話 042-438-4040

FAX 042-438-2021

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

